

## 鳥取県環境保全型農業直接支払交付金交付要綱

### (趣 旨)

第1条 この要綱は、鳥取県補助金等交付規則（昭和32年鳥取県規則第22号。以下「規則」という。）第4条の規定に基づき、鳥取県環境保全型農業直接支払交付金（以下「本交付金」という。）の交付について、規則に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

### (交付目的)

第2条 本交付金は、環境保全に効果の高い営農活動が地域でまとまりをもって取り組まれるよう、農業生産全体のあり方を環境保全を重視したものに転換していくことを目的として交付する。

### (交付金の交付)

第3条 県は、前条の目的の達成に資するため、環境保全型農業直接支払交付金実施要綱（平成23年4月1日付け22生産第10953号農林水産事務次官依命通知。以下「実施要綱」という。）、環境保全型農業直接支払交付金実施要領（平成23年4月1日付け22生産第10954号農林水産省生産局長通知。以下「実施要領」という。）、環境保全型農業直接支払交付金交付要綱（平成23年4月1日付け22生産第10955号農林水産事務次官依命通知。以下「交付要綱」という。）、日本型直接支払推進交付金実施要綱（平成28年4月1日付け27農振第2218号農林水産事務次官依命通知）、日本型直接支払推進交付金実施要領（平成28年4月1日付け27生産第2885号・27農振第2219号生産局長・農村振興局長連名通知）日本型直接支払推進交付金交付要綱（平成28年4月1日付け27農振第2222号農林水産事務次官依命通知）に基づいて行う、別表1の第1欄に掲げる事業（以下「対象事業」という。）について、次に掲げる者に対し予算の範囲内で本交付金を交付する。

(1) 別表1の第1欄の1の事業については、当該対象事業を行う同表の第2欄の1に掲げる者に対し、当該対象事業に要する同表の第3欄に掲げる経費を交付する市町村。

(2) 別表1の第1欄の2の事業を行う市町村。

2 本交付金の額は、次に掲げるとおりとする。

(1) 別表1の第1欄の1にあつては、別表2の第2欄に掲げる農業生産活動別の交付単価に、当該対象農用地面積を乗じて得た額に別表1の第4欄に定める率を乗じて得た額（以下、「県交付金」という。）の合計額以下とする。

(2) 別表1の第1欄の2にあつては、同表の第3欄に定める経費の額と、交付申請額のいずれか低い額とする。

### (経費の流用の禁止)

第4条 各対象事業の間においては、交付対象経費を相互に流用してはならない。

### (交付申請の時期等)

第5条 本交付金の交付申請は、農地・水保全課長が別に定める日までに、対象事業ごとに行わなければならない。

2 規則第5条の申請書に添付すべき同条第1号及び第2号に掲げる書類は、それぞれ様式第1号及び様式第2号によるものとする。

### (交付決定の時期等)

第6条 本交付金の交付決定は、交付申請を受けた日から起算して、その財源に充当する国の交付金の交付を知事が申請してから当該交付の決定を受けるまでの日数に、原則として30日を加えた日数が経過するまでの間に行うものとする。

2 本交付金の交付決定通知は、様式第3号によるものとする。

(間接交付)

第7条 本交付金の交付を受ける者(以下「交付金事業者」という。)は、第3条第1項に規定する別表1の第1欄の1の間接交付金(以下「間接交付金」という。)を交付するときは、その交付を受ける者(以下「間接交付金事業者」という。)に対して、次の表の左欄に掲げる規則の規定(これらの規定中同表の中欄に掲げる字句を同表の右欄に掲げる字句に、それぞれ読み替えたものとする。)に準じた内容の条件を付さなくてはならない。

第12条(第4項を除く。) 第13条、第14条、第16条 第2項後段、第17条、 第25条及び第26条	補助事業者等	間接交付金事業者等
	交付決定	間接交付の決定
	補助事業等	間接交付金事業
	知事	交付金事業者
	様式第2号による	交付金事業者が定める
	対象事業	間接交付金事業
	様式第3号による	交付金事業者が定める
補助金等及び間接県費 補助金等	間接交付金	

(承認を要しない変更)

第8条 規則第12条第1項の知事が別に定める変更は、対象事業毎に別表1の第5欄に掲げるもの以外の変更とする。

2 第6条第1項の規定は、変更等の承認について準用する。この場合において、同項中「財源に充当する国の交付金の交付を申請してから当該交付の決定」とあるのは、「変更等について中国四国農政局長の承認を申請してから当該承認」と読み替えるものとする。

(間接的な変更等の承認)

第9条 交付金事業者は、第7条の規定により付した規則第12条の規定に準じた内容の条件に基づき、間接交付金事業について変更の承認をしようとするときには、あらかじめ規則様式第2号による申請書を知事に提出して、その承認を受けなければならない。

2 第6条第1項の規定は前項の規定による知事の承認について準用する。

3 交付金事業者は、第1項に規定する条件に基づき、規則第12条第1項(同条第2項において準用する場合を含む。)の別に定める変更等を定めるに当たっては、間接交付金事業において、交付金の増額をとまなう変更並びに間接交付金事業の中止及び廃止を定めてはならない。

(指示等の報告)

第10条 交付金事業者は、第7条の規定により付した規則第13条又は16条第2項後段の規定に準じた内容の条件に基づき、間接交付金事業者に対して指示をし、又は間接交付金事業者から報告を受けたときは、直ちにその旨を知事に報告しなければならない。

(実績報告の時期等)

第11条 規則第17条第1項の規定による報告は、次に掲げる日までに行わなければならない。  
第3条第1項に規定する別表1の第2欄の1の事業においては下記の(1)及び(3)のとおりとし、第3条第1項に規定する同表の第2欄の2の事業においては、下記の(2)及び(3)のとおりとする。

(1) 規則第17条第1項第1号又は第2号の場合にあつては、対象事業の完了又は中止若しくは廃止の日から15日を経過する日と、交付金交付決定年度の翌年度の4月5日のいずれか早い日。ただし、交付金の全額が規則第19条の規定により概算払された場合においては、交付決定年度の翌年度の4月20日。

(2) 規則第17条第1項第1号又は第2号の場合にあつては、間接交付金事業の完了又は間接交付の中止若しくは廃止の日から15日を経過する日と、交付金交付決定年度の翌年度の4月5日のいずれか早い日。ただし、交付金の全額が規則第19条の規定により概算払された場合においては、交付決定年度の翌年度の4月20日。

(3) 規則第17条第1項第3号の場合にあつては交付決定を受けた年度の翌年度の4月15日。

2 規則第17条第1項の報告書に添付すべき同条第2項第1号及び第2号に掲げる書類は、それぞれ様式第1号及び様式第2号によるものとする。

(間接交付金の支払い)

第12条 別表1の第1欄の1の事業にあつては、交付金事業者は本交付金の支払いを受けたときは、その支払いを受けた額に応じた額の間接交付金を、遅滞なく間接交付金事業者に支払わなくてはならない。

(進捗状況の報告)

第13条 別表1の第1欄の2の交付事業者は、交付決定に係る年度の各四半期(第4・四半期を除く。)の末日現在において 様式第4号による報告書を作成し、当該四半期の最終月の翌月の15日までに提出しなければならない。ただし、規則第19条に基づく概算払いを交付決定年度の12月に受けた場合はこの限りではない。

(概算払の時期等の変更を求める書類)

第14条 規則第20条第1項の申出書は、様式第5号によるものとする。

(提出書類の部数等)

第15条 規則及びこの要綱の規定により別表1の第2欄の1の交付事業者へ交付金の交付を行う市町村長が知事に提出する書類は、正本1部及び副本1部とし、所轄の地方事務所(東部農林事務所、中部総合事務所、西部総合事務所をいう。以下同じ。)を經由して提出しなければならない。

(雑 則)

第16条 規則及びこの要綱に定めるもののほか、交付金の交付について必要な事項は、農林水産部長が別に定める。

附 則 この要綱は、平成23年4月21日から施行する。

附 則 この要綱は、平成24年3月12日から施行し、平成23年度事業から適用

- する。
- 附 則 この要綱は、平成24年7月19日から施行し、平成24年度事業から適用する。
- 附 則 この要綱は、平成25年6月7日から施行し、平成25年度事業から適用する。
- 附 則 この要綱は、平成27年度事業から適用する。
- 附 則 この要綱は、平成28年度事業から適用する。
- 附 則 この要綱は、平成29年度事業から適用する。
- 附 則 この要綱は、平成30年度事業から適用する。
- 附 則 この要綱は、平成31年度事業から適用する。
- 附 則 この要綱は、令和2年度事業から適用する。

別表1（第3条、第5条、第6条、第8条、第10条及び第11条関係）

1 対象事業	2 事業主体	3 交付対象経費	4 交付率	5 重要な変更
1 環境保全型 農業直接支 払交付金	農業者団体等	実施要綱別紙の規定に基づき、 農業者団体等が行う別表2の 第1欄に掲げる地球温暖化防 止や生物多様性保全に資する 活動に要する経費	3 / 4	1 間接交付金の増額  2 交付金の30%を超 える減額  3 2の経費の相互間 における30%を超える 増減
2 環境保全型 農業直接支 払推進交付 金	市町村	日本型直接支払推進交付金実 施要領第3の2の規定に基づ き、市町村が行う次に掲げる事 業に要する経費  (1) 推進事務に要する経費 (2) 確認事務に要する経費 (3) 交付事務に要する経費	10 / 10	

別表 2 (第 3 条関係)

## 【農業生産活動別交付単価】

(単位：円/10アール)

1 農 業 生 産 活 動	2 交 付 単 価
(1) 化学肥料及び化学合成農薬の使用を地域の慣行から原則として 5割以上低減する活動とカバークロップ（緑肥の作付け）を組み 合わせた取組	6, 0 0 0
(2) 化学肥料及び化学合成農薬の使用を地域の慣行から原則として 5割以上低減する活動と炭素貯留効果の高い堆肥の水質保全に 資する施用を組み合わせた取組	4, 4 0 0
(3) 有機農業（化学肥料及び農薬を使用しない農業）の取組 （そば、あわ、ひえ、きび、飼料作物以外）	1 2, 0 0 0 （このうち、炭素貯留 効果の高い有機農業 を実施する場合（注） に限り、2, 0 0 0円 を加算）
(4) 有機農業（化学肥料及び農薬を使用しない農業）の取組 （そば、あわ、ひえ、きび、飼料作物）	3, 0 0 0
(5) 化学肥料及び化学合成農薬の使用を地域の慣行から原則として 5割以上低減する活動とリビングマルチ（緑肥の作付け）を組 み合わせた取組	5, 4 0 0 （小麦・大麦・イタリ アンライグラスを作 付けした場合は、 3, 2 0 0円）
(6) 化学肥料及び化学合成農薬の使用を地域の慣行から原則として 5割以上低減する活動と草生栽培（緑肥の作付け）を組み合わ せた取組	5, 0 0 0
(7) 化学肥料及び化学合成農薬の使用を地域の慣行から原則として 5割以上低減する活動と不耕起播種を組み合わせた取組	3, 0 0 0
(8) 化学肥料及び化学合成農薬の使用を地域の慣行から原則として 5割以上低減する活動と長期中干しを組み合わせた取組	8 0 0
(9) 化学肥料及び化学合成農薬の使用を地域の慣行から原則として 5割以上低減する活動と秋耕を組み合わせた取組	8 0 0
(10) 化学肥料及び化学合成農薬の使用を地域の慣行から原則とし て5割以上低減する活動と冬期湛水管理を組み合わせた取組 うち、①：畦補強等を行わない場合	8, 0 0 0 7, 0 0 0
②：有機質肥料の購入・投入実態がない場合	5, 0 0 0
③：①、②の両方に該当する場合	4, 0 0 0

注 1) (注) 土壌診断を実施するとともに、炭素貯留効果の高い堆肥の水質保全に資する  
施用、カバークロップ、リビングマルチ又は草生栽培のいずれか 1 つ以上を実  
施する場合

注2) (10)のみ地域特認取組

注3) 本制度は予算の範囲内で交付金を交付する仕組みのため、申請額の全国合計が国予算額を上回った場合、交付額が減額されることがある。

様式第1号（第5条、第11条関係）（その1）

〇〇 年度 事業計画（報告）書

1 事業の目的

2 事業の内容

3 完了予定（又は完了）年月日

4 添付書類 それぞれ別添（1）～（3）のとおり。

- （1）環境保全型農業直接支払交付金の申請時においては、別添様式第1号及び別添様式第4号とする。
- （2）環境保全型農業直接支払推進交付金の申請時もしくは実績報告時においては、別添様式第2号とする。
- （3）環境保全型農業直接支払交付金の実績報告時においては、別添様式第3号及び別添様式第4号とする。

様式第2号（第5条、第11条関係）（その1）

〇〇 年度 事業収支予算書（決算書）

1 収入の部

（単位：円）

区 分	本年度予算額 又は 本年度決算額	前年度予算額 又は 本年度予算額	比較増減額		備考
			増	減	
合 計					

2 支出の部

（単位：円）

区 分	本年度予算額 又は 本年度決算額	前年度予算額 又は 本年度予算額	比較増減額		備考
			増	減	
合 計					



年 月 日

市町村長 様

職 氏 名

〇〇 年度 鳥取県環境保全型農業直接支払交付金（直接支払交付金）交付  
決定通知書

〇〇 年 月 日付 第 号の申請書（以下「申請書」という。）で申請のあ  
った環境保全型農業直接支払交付金（以下「本交付金」という。）については、鳥取県補  
助金等交付規則（昭和32年鳥取県規則第22号。以下「規則」という。）第6条第1項  
の規定に基づき、下記のとおり交付することに決定したので、規則第8条第1項の規定に  
より通知します。

記

1 対象事業

本交付金の対象事業は、環境保全型農業直接支払交付金とし、その内容は、・・・と  
する。

2 交付決定額等

本交付金の算定基準額及び交付決定額は、次のとおりとする。ただし、対象事業の内  
容が変更された場合におけるそれらの額については、別に通知するところによる。

- |           |   |   |
|-----------|---|---|
| (1) 算定基準額 | 金 | 円 |
| (2) 交付決定額 | 金 | 円 |

3 経費の配分

本交付金の交付対象経費の配分は及びその配分された経費に対応する交付決定額は、  
・・・とする。ただし、対象事業の内容が変更された場合においては、別に通知  
するところによる。

4 交付額の確定

本交付金の額の確定は、交付対象経費の実績額について、鳥取県環境保全型農業直接  
支払交付金交付要綱（平成23年4月27日付第201100010050号鳥取県農  
林水産部長通知。以下「要綱」という。）第3条第2項の規定を適用して算定した額と、  
前記2の（2）の交付決定額（変更された場合は、変更後の額とする。）のいずれか低  
い額により行う。

5 交付規程の遵守

本交付金の收受及び使用、対象事業の遂行等については、規則及び要綱の規定に従わ  
なければならない。

年 月 日

市町村長 氏 名 様

職 氏 名

〇〇 年度 鳥取県環境保全型農業直接支払交付金（推進交付金）交付決定  
通知書

〇〇 年 月 日付 第 号の申請書（以下「申請書」という。）で申請のあった環境保全型農業直接支払交付金（以下「本交付金」という。）については、鳥取県補助金等交付規則（昭和32年鳥取県規則第22号。以下「規則」という。）第6条第1項の規定に基づき、下記のとおり交付することに決定したので、規則第8条第1項の規定により通知します。

記

1 対象事業

本交付金の対象事業は環境保全型農業直接支払推進交付金とし、その内容は、… とする。

2 交付決定額等

本交付金の算定基準額及び交付決定額は、次のとおりとする。ただし、対象事業の内容が変更された場合におけるそれらの額については、別に通知するところによる。

- |           |   |   |
|-----------|---|---|
| (1) 算定基準額 | 金 | 円 |
| (2) 交付決定額 | 金 | 円 |

3 経費の配分

本交付金の交付対象経費の配分は及びその配分された経費に対応する交付決定額は、… とする。ただし、対象事業の内容が変更された場合においては、別に通知するところによる。

4 交付額の確定

本交付金の額の確定は、交付対象経費の実績額について、鳥取県環境保全型農業直接支払交付金交付要綱（平成23年4月27日付第201100010050号鳥取県農林水産部長通知。以下「要綱」という。）第3条第2項の規定を適用して算定した額と、前記2の（2）の交付決定額（変更された場合は、変更後の額とする。）のいずれか低い額により行う。

5 交付規程の遵守

本交付金の收受及び使用、対象事業の遂行等については、規則及び要綱の規定に従わなければならない。

様式第4号（第13条関係）

番 号  
年 月 日

職 氏 名 様

所在地及び氏名 代表者 氏 名 印

〇〇 年度 環境保全型農業直接支払交付金遂行状況報告書

〇〇 年 月 日付第 号で交付決定通知のあった鳥取県環境保全型農業直接支払交付金（推進交付金）について、鳥取県環境保全型農業直接支払交付金交付要綱により、下記のとおり事業の遂行状況を報告します。

記

区 分	計画 (A)	事業の遂行状況			
		第〇・四半期までに完了した もの		第〇・四半期以降に実施す るもの	
		事業費 (B)	出来高 比率(A/B)	事業費	事業完了 年月日
環境保全型農業 直接支払交付金	円	円	%	円	
環境保全型農業 直接支払推進交付 金					
合 計					

様式第 5 号 (第 1 4 条関係)

番 号  
年 月 日

職 氏 名 様

市町村長 印

〇〇 年度 環境保全型農業直接支払交付金の支払にかかる申出書

〇〇 年 月 日付第 号による交付決定にかかる環境保全型農業直接支払交付金の支出について、鳥取県補助金等交付規則第 2 0 条第 1 項の規定により、下記のとおり申し出ます。

記

対象事業等の名称	
交付決定額	
支払時期・支払額の変更希望内容又は支払停止希望額	
支払時期・支払額を変更又は支払停止を希望する理由	
添付書類	

### IV.3号事業(環境保全型農業直接支払)

IV.3号事業(環境保全型農業直接支払)

#### 1 自然環境の保全に資する農業の生産方式

区域内の農地において以下の取組を行う。

- 化学肥料及び化学合成農薬の使用を地域の慣行から原則として5割以上低減する取組と炭素貯留効果の高い堆肥の施用を組み合わせた取組(堆肥の施用の取組)
- 化学肥料及び化学合成農薬の使用を地域の慣行から原則として5割以上低減する取組とカバークロープを組み合わせた取組(カバークロープの取組)
- 化学肥料及び化学合成農薬の使用を地域の慣行から原則として5割以上低減する取組とリビングマルチを組み合わせた取組(リビングマルチの取組)
- 化学肥料及び化学合成農薬の使用を地域の慣行から原則として5割以上低減する取組と草生栽培を組み合わせた取組(草生栽培の取組)
- 化学肥料及び化学合成農薬の使用を地域の慣行から原則として5割以上低減する取組と不耕起播種を組み合わせた取組(不耕起播種の取組)
- 化学肥料及び化学合成農薬の使用を地域の慣行から原則として5割以上低減する取組と長期中干しを組み合わせた取組(長期中干しの取組)
- 化学肥料及び化学合成農薬の使用を地域の慣行から原則として5割以上低減する取組と秋耕を組み合わせた取組(秋耕の取組)
- 有機農業の取組(化学肥料及び農薬を使用しない農業)
- (都道府県知事が特に必要と認める取組 ※地域特認取組名を記載)
- (都道府県知事が特に必要と認める取組 ※地域特認取組名を記載)

(注1)該当する取組内容の□に■を入れる。

(注2)複数の地域特認取組に取り組む場合は行を追加すること。

#### 2 自然環境の保全に資する農業の生産方式を導入した農業生産活動の実施時期

(1)〇〇市

対象取組		化学肥料及び化学合成農薬を5割以上低減する活動		備考
取組の内容	実施時期	作物名	栽培時期	

(注1)備考欄は、化学肥料及び化学合成農薬の低減割合の特例を活用する場合、その低減割合を記入すること。

(注2)市町村域をこえて取り組む組織の場合は、市町村別に作成すること。

(注3)有機農業の取組の場合、対象取組の実施時期は主作物の栽培時期を記入すること。

(注4)必要に応じて欄を追加すること。

3 自然環境の保全に資する農業の生産方式を導入した農業生産活動の実施を推進するための活動の内容(いずれか1項目以上を実施)

活動内容	実施時期
<b>○ 自然環境の保全に資する農業の生産方式を導入した農業生産活動の技術向上に関する活動</b>	
<input type="checkbox"/> ① 技術マニュアルや普及啓発資料などの作成・配布	
<input type="checkbox"/> ② 実証圃の設置等による自然環境の保全に資する農業の生産方式の実証・調査	
<input type="checkbox"/> ③ 先駆的農業者等による技術指導	
<input type="checkbox"/> ④ 自然環境の保全に資する農業の生産方式に係る共通技術の導入や共同防除等の実施	
<input type="checkbox"/> ⑤ ICTやロボット技術等を活用した環境負荷低減の取組	
<b>○ 自然環境の保全に資する農業の生産方式を導入した農業生産活動の理解増進や普及に関する活動</b>	
<input type="checkbox"/> ⑥ 地域住民との交流会(田植えや収穫等の農作業体験等)の開催	
<input type="checkbox"/> ⑦ 土壌診断や生き物調査等環境保全効果の測定	
<b>○ その他自然環境の保全に資する農業生産活動の実施を推進する活動</b>	
<input type="checkbox"/> ⑧ 耕作放棄地を復旧し、当該農地において自然環境の保全に資する農業生産活動の実施	
<input type="checkbox"/> ⑨ 中山間地及び棚田地域における自然環境の保全に資する農業生産活動を実施(農業者団体等の取組面積の過半が中山間地又は指定棚田地域の場合に限る。)	
<input type="checkbox"/> ⑩ 農業生産活動に伴う環境負荷低減の取組や地域資源の循環利用	
<input type="checkbox"/> ⑪ その他( )	

(注)該当する活動内容の□に■を入れる。

## 4 交付金額

(1)〇〇市(〇〇年度)

対象活動	取組面積	交付単価	年当たり交付金額上限
堆肥の施用の取組	a	円/10a	円
カバークロップの取組	a	円/10a	円
リビングマルチの取組	a	円/10a	円
草生栽培の取組	a	円/10a	円
不耕起播種の取組	a	円/10a	円
長期中干しの取組	a	円/10a	円
秋耕の取組	a	円/10a	円
有機農業の取組	a	円/10a	円
(地域特認取組名)	a	円/10a	円
(地域特認取組名)	a	円/10a	円
合計	a		円

取組面積(〇〇市〇〇a)の過半が中山間地又は指定棚田地域

(注1)「3 自然環境の保全に資する農業の生産方式を導入した農業生産活動の実施を推進するための活動の内容」において、「⑨ 中山間地及び棚田地域において自然環境の保全に資する農業生産活動を実施」に取り組む場合は、取組面積の過半が中山間地又は指定棚田地域であることを確認の上、市町村名及び取組面積を記載し、□に■を入れること(市町村域をこえて取り組む組織の場合は、各市町村の取組面積の合計の過半が中山間地であることを確認の上、各市町村名及び各市町村における取組面積を記載し、□に■を入れること。実施年度によって取組面積が異なる場合は、年度別に記載すること。)

(注2)市町村域をこえて取り組む組織の場合は、市町村別に作成すること。

(注3)実施年度によって取組面積が異なる場合は、年度別に作成すること。

(注4)必要に応じて行を追加すること。

<添付書類>

(1)農業者の組織する団体の場合

・規約

(2)実施要領第1の2の農業者の場合

・(実施要領第1の2の(2)の農業者の場合)推進活動を連携して実施する他の農業者が分かる書類

・(実施要領第1の2の(3)の農業者の場合)複数の農業者で構成されていることが分かる書類

(3)実施要綱別紙第1の4の(8)の取組を実施する農業者の場合

・有機農業の取組における土づくり技術の導入に関する計画について(様式第1号)

〇〇年度日本型直接支払推進交付金  
（環境保全型農業直接支払交付金に係る推進事業）  
市町村推進事業実施計画書（実績報告書）

1. 促進計画の策定（実績）

策定時期	備考
月	

2. 推進・指導等

実施時期	内容	備考
月		

3. 実施状況の確認事務の計画（実績）

確認時期	体制・件数等	備考
月		

4. その他推進事業の実施に必要な事項

実施時期	内容・事業量等	備考
月		

5. 経費の配分

市町村推進事業に要する経費 （又は要した経費）	負担区分		
	国費	都道府県費	市町村費
千円	千円	千円	千円



(別紙2 - 3別添)

日本型直接支払推進交付金（環境保全型農業直接支払交付金に係る推進事業） 市町村推進事業の経費の配分

(単位：円)

区分	対象経費				市町村推進事業に要する経費 (又は要した経費)	備考
	事業項目	旅費	諸謝金	委託費		
市町村推進事業 (1)+(2)+(3)+(4)						
(1) 促進計画の策定						
(2) 推進・指導等						
(3) 確認事務						
(4) その他推進事業の 実施に必要な事項						

備考欄には、消費税仕入控除額を減額した場合は「減額した金額〇〇〇円」を、同税額がない場合は「該当なし」を、同税額が明らかでない場合は「含税額」をそれぞれ記入すること。

別添様式第3号(環境保全型農業直接支払交付金実施要領 様式第9号)  
(様式第9号)

番 号  
年 月 日

組織名  
代表者名 殿

〇〇市町村長 印

環境保全型農業直接支払交付金に係る実施状況確認結果通知書

環境保全型農業直接支払交付金実施要領（平成23年4月1日付け22生産第10954号生産局長通知）の第8の5の（1）のウに基づき、実施状況の確認結果を下記のとおり通知する。

記

1. 環境保全型農業直接支払交付金に係る実施状況の確認結果

対象活動	確認後面積	交付見込額	交付単価
堆肥の施用の取組	a	円	円/10a
カバークロップの取組	a	円	円/10a
リビングマルチの取組	a	円	円/10a
草生栽培の取組	a	円	円/10a
不耕起播種の取組	a	円	円/10a
長期中干しの取組	a	円	円/10a
秋耕の取組	a	円	円/10a
有機農業の取組	a	円	円/10a
(地域特認取組名)	a	円	円/10a
(地域特認取組名)	a	円	円/10a
合計	a	円	

対象活動を全て実施済みであり、かつ実施状況報告書（様式第8号）どおりであることを確認したことから、営農活動実績報告書（様式第12号又は共通様式第6号）の提出を省略することができる。

実施状況報告書（様式第8号）を見込みで報告していることから、4月末日までに営農活動実績報告書（共通様式第6号又は様式第12号）を提出すること。

実施状況報告書（様式第8号）における実施面積から面積が減少していることを確認したことから、4月末日までに営農活動実績報告書（共通様式第6号又は様式第12号）を提出すること。

(注) 該当する項目の□に■を入れる。

2. 環境保全型農業直接支払交付金に係る実施状況の確認内容（添付様式9）

〈施行注意〉

環境保全型農業直接支払交付金に係る実施状況の確認結果は、必要に応じて行を追加すること。

(添付様式9)

環境保全型農業直接支払交付金に係る実施状況の確認内容  
組織名

---

対象取組 (内容)	化学肥料及び化学 合成農薬を5割以上 低減する活動 (作物名)	不履行になった面積 (a)	理由

